

横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱

制定 令和6年5月14日 経イ第205号（副市長決裁）

改正 令和8年3月31日 経イ第935号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金（以下「助成金」という。）の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1） テック系スタートアップ

次のア、イ、ウのいずれかに該当するものをテック系スタートアップとする。

ア 先進的かつ独自の技術を強みとした製品、サービスを開発し、イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓を行い、創業から短期間で急成長を目指す会社で、かつ、中小企業基本法第2条第1項に定義される会社をいう。

イ 大学等の研究者で、先進的かつ独自の研究シーズを有しており、シーズの事業化の意欲がある者

ウ 海外に所在し、先進的かつ独自の技術を強みとした製品・サービスの開発を行う企業であって、企業規模および事業内容がアに掲げる会社に準ずる者

（2） 法人設立

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定される、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社として新たに法人設立登記を行い、事業を開始することをいう。

（3） 本社

履歴事項全部証明書において本店として登記されている事務所をいう。

（助成対象）

第3条 助成金の交付の対象となる実証実験等は、別表第1に定めるとおりとする。

（応募者の要件）

第4条 この要綱に基づき、助成金の交付を受けるための応募ができる者（以下「応募者」という。）は、テック系スタートアップであり、次の各号を満たす者とする。

（1） 国内法人の場合は、第6条に定める募集を行う年度の4月1日時点で、設立5年未満であり、横浜市内に本社又は事業拠点を有するもの、若しくは、募集を行う年度の末日までに、横浜市内に事業拠点を設置するもの

（2） 外国法人の場合は、第6条に定める募集を行う年度の末日までに、日本国内に法人を

- 設立または支社を登記、かつ横浜市内に事業拠点を設置するもの
- (3) 法人の場合は、次のいずれにも該当しないもの
- ア 一の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されているもの
 - イ 複数の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されているもの
 - ウ 役員総数の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務しているもの
- (4) 大学等に所属する研究者である場合は、第6条に定める募集を行う年度の末日までに、横浜市内に本社又は事業拠点を有する法人を設立し、かつ所属する大学等から助成金への応募について承認を得ている者
- (5) 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）に基づき、次のいずれにも該当しないもの
- ア 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 代表者又は役員のうち暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある法人
 - ウ 個人にあっては、個人が暴力団員に該当するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないもの
- (7) 募集を行う年度の4月1日時点で法人設立から5年を経過しないことを法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書の写し）により確認できるもの
- (8) 横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないもの
- (9) 実証実験等の実施に係る許可、認可、免許等を取得しているもの（成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがあるもの。）
- (10) 募集を行う年度に横浜市経済局が実施する研究開発や実証実験に係るその他の助成事業において助成金の交付を受けていないもの
- (11) 募集を行う年度の前年度に、本事業の採択を受けていないもの。なお、前回の採択年度と募集を行う年度が連続しない場合は応募可能とする。
- (12) その他関連法令を遵守しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、応募することができない。
- 不正の行為により横浜市より助成金の交付等を受け、当該行為により助成金の交付等を取り消された日から5年を経過していない場合

（助成率及び助成限度額等）

第5条 助成金の交付額は、横浜市の当該年度の予算の範囲内とする。

- 2 助成率及び助成限度額は、別表第2に掲げるものとする。
- 3 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第3に掲げるもので、対象事業の実施に必要不可欠であり、かつ市長が定める期間内に契約、取得及び支払いが全て完了するものとする。
- 4 助成対象経費のうち助成金算定の基礎となる金額（以下「助成金算定基礎額」という）

は、別表第4に掲げるものとし、これに助成率を乗じた金額を助成金額とする。(助成金額に1,000円未満の端数があった場合は、これを切り捨てるものとする。)

- 5 第3項の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まないこととする。
- 6 実証実験等計画に関わりのない経費と混同して支払いが行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは助成対象経費から除外する。
- 7 役員の重複又は資本関係がある企業間で行われる取引は助成対象経費から除外する。
- 8 前項までに規定する助成対象となる経費について、補助金規則第24条ただし書きに規定する、市長が契約の性質上市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収により難いと認める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 市内事業者で取扱いがない場合
 - (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
 - (3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合
 - (4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

(実証実験等計画の募集)

第6条 市長は、募集を行おうとする年度毎に期間を定め、実証実験等計画の募集を行う。

(応募)

第7条 応募者が助成金の交付を希望する場合には、電子申請システム、電子メール、郵送又は持参(本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システムにより送達を行うことを指す。)により、助成金の交付を受けようとする年度ごとに助成金交付申請にむけた実証実験等実施計画書(第1号様式。以下「実証実験等実施計画書」という。)を、前条により市長が定めた期間内に提出しなければならない。
なお、提出資料に未記入箇所がある場合や、所定の様式に従っていない場合は、無効となることがある。

(実証実験等計画の要件)

第8条 応募者が提出する実証実験等計画は、次の各号に定める全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 自社技術を持つ応募者が主体となって実証実験等計画を実施すること。
- (2) 実証実験等計画の実施場所は原則として横浜市内とすること。
- (3) 実証実験等計画の開始と完了は、別途市長が定める期間内であること。
- (4) 設備の購入を主目的とした事業でないこと。
- (5) 原材料や商品の仕入れ等、営利活動に該当するものでないこと。
- (6) 同一の実証実験等計画で、国、県、横浜市、その他の地方自治体、独立行政法人等の委託又は補助を受けていないこと。
- (7) 公序良俗に反する事業でないこと。

- (8) 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条により定める営業内容等）でないこと。
- (9) 関係法令に適合しているとともに他の者の権利を侵害しないものであること。
- (10) 実証実験相談シートを提出していること。
- (11) その他市長が必要と定める要件を満たすものであること。

（審査）

第 9 条 第 7 条に定める書類が送達された場合は、市長は、提出された実証実験等実施計画書について、審査会を開催し、次に定める項目により審査を行い採択・不採択を決定することとする。

- (1) 実証実験の実現性
 - (2) 先進性
 - (3) 優位性
 - (4) ビジネスの成長性
 - (5) 会社の経営力
 - (6) 実証実験の有用性
 - (7) その他市長が定める項目
- 2 市長は、審査にあたって、専門家等及び行政関係者から意見を聞くことができる。
 - 3 第 1 項に定める審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（申請）

第 10 条 前条に定める審査会で採択され、助成金の交付を受けるための申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、送達により、年度ごとに横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請書（第 2 号様式。以下「交付申請書」という。）に、別表第 5 に定める書類及びその他市長が必要とする書類を添えて、別途、市長が定める期間内に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第 11 条 申請者は、第 13 条に規定する助成金の交付決定を受ける前までに、商号、代表者、登記上の本店所在地に変更が生じた場合は、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更届出書（第 5 号様式）に変更の事実を証明する書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

（実証実験等計画の取下）

第 12 条 申請者は、第 13 条に規定する助成金の交付についての決定の日前に第 10 条による申請を取り下げようとする場合は、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請取下届出書（第 6 号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第13条 市長は、第10条による申請を受理した場合は、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要な場合は調査等を行い、事業等の目的及び内容が適正であるか等を判断する。その結果、助成金を交付すべきと認めるときは、交付すべき助成金の額、内容、条件等を確定し、速やかに横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付決定通知書（第7号様式。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知することとし、助成金を交付しない決定をしたときは、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金不交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金交付（変更）申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

（実証実験等計画の変更）

第14条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、実証実験等計画その他に変更が生じた場合は、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更承認申請書（第9号様式。以下「交付申請内容変更承認申請書」という。）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、交付対象者から交付申請内容変更承認申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認める場合には、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更承認通知書（第10号様式）により、交付対象者に通知するものとする。適当と認められない場合は、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更不承認通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（実証実験等計画の廃止）

第15条 交付対象者は、交付対象となった実証実験等計画を廃止しようとする場合、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付対象実証実験等計画廃止届出書（第12号様式。以下「実証実験等計画廃止届出書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

（中間報告書の提出）

第16条 交付対象者は、市長の求めに応じ、助成対象事業について中間報告をしなければならない。

（実績報告書の提出）

第17条 交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、交付決定通知書において市長が定める日までに横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金事業実績報告書（第13号様式。以下「報告書」という。）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、実証実験等計画が完了せず、報告書が提出できない時は、実証実験等計画廃止届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第14号様式）
- (2) 収支決算書（第15-1号様式）

- (3) 支出明細書（第 15-1 号様式別紙 1）
- (4) 支出明細書（第 15-1 号様式別紙 1）に記載された助成対象となる経費の内訳、契約内容がわかる書類及び支払済であることを証する書類の写し
- (5) 人件費を計上する場合は、就業日誌（第 15-2 号様式）その他業務に従事したことを証する書類の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

2 助成対象経費について、第 5 条第 8 項各号のいずれかに該当するときは、交付対象者はこれに該当することについて十分な調査を行ったうえで、その理由について入札又は見積りに係る理由書（第 15-3 号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する助成対象事業が完了したとき又は助成金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける助成対象者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第 4 項の規定に基づき、省略させることができる。

（助成金交付額の確定）

第 18 条 市長は、交付対象者から前条の規定による報告書等が提出されたときは、当該報告書等及び必要に応じて行う現地調査等により確認し、適当と認めるときには、助成金の交付額を確定し、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付額確定通知書（第 16 号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により通知する。

（助成金の交付等）

第 19 条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

（助成金の請求等）

第 20 条 交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付請求書（第 17 号様式。以下「請求書」という）を市長に送達しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第 21 条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、交付決定を取り消すことができるものとし、交付決定を取り消した場合は、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付決定取消通知書（第 18 号様式）により、速やかに当該交付対象者に通知することとする。

- (1) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があったとき。
- (2) 第 20 条に規定する助成金の請求前に、第 4 条に定める応募者の要件及び第 8 条に定める実証実験等計画の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第 15 条の規定により実証実験等計画廃止届出書を受理したとき。

- (4) 交付対象者が第 17 条に定める報告書等を適正に提出しなかったとき。
- (5) 第 18 条に規定する報告書等の確認により相当と認めないとき。
- (6) 同一の実証実験等計画で国、県、横浜市、その他の地方自治体、独立行政法人等の委託又は補助を受けたとき。

2 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金返還請求書（第 19 号様式）により、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分）

第 22 条 交付対象者は助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産については、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 試作品及び成果物
- (2) 機械装置
- (3) 特許及び実用新案

（報告）

第 23 条 交付対象者は市長から求めがあったときは、交付対象となった実証実験等を行った製品・サービス等の事業化に関する状況等について、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間の状況について報告をしなければならない。また、市長は必要とする事項について、別途報告を求めることができる。ただし、交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第 24 条 交付対象者は、交付対象となった実証実験等計画に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間保存しなければならない。

（警察本部等への確認）

第 25 条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者が、第 4 条第 1 項第 4 号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の市税の納税について、その者の同意に基づき、総務局長に対して確認を行うことができる。

（成果の発表）

第 26 条 市長は、交付対象となった実証実験等計画に関して、内容及び交付対象者の名称、所在地について公表する。

(委任)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 対象となる実証実験等

<p>対象分野</p>	<p>モビリティやクリーンテック等テック系分野で先進的かつ独自の技術を用いるもの。 【対象例】 AI、ロボティクス、電子機器、半導体、量子、バイオテクノロジー、医療機器、新素材、エネルギー、環境、航空宇宙、サーキュラーエコノミー など</p>
<p>対象となる 実証実験等</p>	<p>上記の対象分野で、新たな製品・サービス等の事業化・社会実装に向けた実証実験等（※） ※実証実験等には、実証実験の前提となる調査・開発、試作品等の開発、製品・サービス等の実証実験の目的で実施するトライアル導入を含むものとする。</p>

別表第2 助成率及び助成限度額等

助成率	助成金算定基礎額の合計の2/3以内とする
助成限度額	2,000,000円
対象事業	別表第1に掲げる実証実験等 ※ただし、実証実験やトライアル導入を伴わず、調査や試作品の開発のみを行うものを除く

別表第3 助成対象経費

費目	内容
①試作品等の開発費（仕入代金、材料費、外注費等）	<p>ハードウェア関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料・副資材の購入 ・ 機械装置又は工具、器具、資料等の購入費（原則、単価が10万円未満（税込）のものに限る（※1）） ・ 機械装置等のリース料（リース契約終了後に所有権が移転するものは、リース料ではなく購入費とみなす） ・ 外注加工費（デザイン費等を含む） ・ 開発・改良に係るその他必要経費 <p>ソフトウェア関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部ベンダー等への外注費 ・ 開発環境・ツール等の利用料 ・ 試作品等の開発・改良に係るその他必要経費 <p>ただし、以下の経費については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 量産に使用するもの ・ パソコンやスマートフォン等の本実証実験以外でも使用できる資産とみなされるもの
②実証実験・トライアル導入関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策費（保険料・機器試験料・保安警備料等） ・ 謝礼等（モニターや協力施設への謝金、その他物品を含む） ・ 会場使用料等 ・ 機器賃借料（クラウドサービス利用料等を含む） ・ 製品・サービスの取得費用およびリース料、使用料等 ・ 導入に係る設置費用、輸送費用、調整・設定費用、カスタマイズ費用（外注分に限る）、メンテナンス、燃料費等のフライ費用（他の用途にかかる経費と区別できないものは除く） ・ 実証実験・トライアル導入に係るその他必要経費
③旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費・交通費（採択企業に係る旅費・交通費で、領収書等を取得可能なものであり、かつ旅行目的が採択された事業の目的と合致すると判断できるものに限る）
④謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、公認会計士、弁理士等専門家への謝金
⑤調査費・広告費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許及び実用新案の調査・取得に要する費用（弁理士等への謝金を含む）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用 ・ 技術評価に要する経費 ・ 広告宣伝費（展示会・見本市等への出展費用を含む） ・ 調査宣伝に係るその他必要経費 <p>ただし、以下の経費については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他者からの知的財産権等の買い取り費用 ・ 日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許等） ・ 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費 ・ 国際調査手数料・国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料 ・ 外部の者と共同で申請を行う場合の経費 ・ 本補助事業と密接な関連のない知的財産権等の取得に関連する経費 ・ 他の制度により知的財産権の取得について補助等の支援を受けている経費 ・ 本実証に限らない、単純な広告宣伝費
⑥直接人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業の実施に要する直接人件費（登記上役員に該当するものは除く。）
⑦その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業に関連するその他必要経費（※2）

※1…原則 100,000 円未満（税込）とする。100,000 円（税込）以上となるものについて、実証実験等の内容に応じて、特に必要と認められる場合は対象とする。

※2…上記の記載にない経費は実証実験等の内容に応じて、横浜市が個別審査し、対象可否を判断する。

【留意事項】

- ・ いずれの経費も消費税及び地方消費税相当額は含みません。
- ・ 実証実験等計画に関わりのない経費と混同して支払いが行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは助成対象経費から除外します。
- ・ 役員の重複又は資本関係がある企業間で行われる取引は助成対象経費から除外します。

別表第4 助成金算定基礎額

助成金算定基礎額
次の限度額を超過した部分を除いて、助成対象経費全額を助成金算定基礎額とする。
・直接人件費 助成対象経費総額の50%を限度とする。

別表第5 申請書類

		第4条第1項第1号または第2号に該当する場合（法人）	第4条第1項第4号に該当する場合（大学等の研究者）
市 指 定 様 式	実証実験等実施計画書（第1号様式）	○	○
	役員等氏名一覧表（第3号様式）	○	○
	資金計画書（第4号様式）	○	○
	資金計画支出明細書（第4号様式別紙1）	○	○
	見積書、領収書その他経費の内訳を証する書類の写し	○	○
	【直接人件費を計上する場合のみ】 人件費の算出根拠とした月の給与明細又は賃金台帳の写し	○ (該当の場合のみ)	○ (該当の場合のみ)
	発行後3か月以内の法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書の写し）	○	
	直近1事業年度分の決算報告書その他経営状況を確認することができる書類	○	

※別表第5に定める書類とあわせて、その他市長が必要とする書類の提出を求めることがあります。

実証実験等実施計画書

記載にあたっての注意事項

記入要領・記入例は削除して
提出してください。

- ✓ 各スライドの説明文、審査目線を理解の上、内容に漏れの無いよう記載してください。
（記載の無い箇所は評価ができなくなる点、ご承知おきください）
- ✓ 各スライドは必要があれば枚数を追加してください。
- ✓ 適宜、内容が伝わりやすいように図や写真等を使用してください。
- ✓ 申請時に提出いただく資料のみで審査を行いますので、本資料を見ただけで内容が理解できるように文字での説明も充実させてください。
- ✓ なお、スライドの見栄え（レイアウトや図・写真等の使用）は審査員が審査をする上で内容の理解のしやすさには影響しますが、審査の評点には直接影響しません。

1. 実証実験等計画名称

--

2. 企業概要

企業名	
代表者 職・氏名	(職名) (氏名)
登記上の本店所在地 または 所属大学の研究室の所在地	〒 -
横浜市内の拠点所在地 (本店所在地と異なる場合)	〒 - 横浜市
連絡先	連絡担当者： (部署名) (担当者名) 電話： E-mailアドレス：
設立年月日	法人設立： 年 月 日

資本金

--

主要株主

出資者（上位5位まで）	持株比率
①	%
②	%
③	%
④	%
⑤	%

従業員数

従業員数 名（うち正社員 名）

3. 応募する事業カテゴリ

事業領域

① モビリティ（ハードウェア / ソフトウェア / サービス / その他（ ））
② クリーンテック （再生可能エネルギー / エネルギー効率 / EV・電化 / 蓄電池・関連材料 / 水素・燃料電池 / 半導体 / サステナブル素材 / その他（ ））
③ その他（ ）

4. 顧客と課題認識

「解決しようとする課題」と「対象となる顧客」、「顧客へのチャネル」について詳細に記載してください。

解決しようとする課題

対象となる顧客

顧客へのチャネル

5. 解決策（ソリューション）

競合優位性

※類似技術・先行技術等の状況分析を踏まえ、プロダクトの革新性・優位性について記載してください。

※現時点で直接的に比較できる対象がない場合は、対象を広げ、将来、後追いで競合となりうる関連技術、周辺技術、代替技術について記載してください。

6. ビジネスモデル（収益の流れ）

「ビジネスモデル（誰に何を提供し、誰からどのように収益化するか）」を詳細に記載ください。

※ 上市までにかかる費用（コスト）と、調達方法を記載してください。
※ 収益の流れ（どのようなタイミングでいくら収益を獲得するか）、コスト構造（価値を提供するのにどのくらいのコストがかかるか）も踏まえて記載してください。

7. チーム・メンバー

ビジネスモデルを実現するための『チーム・メンバーの体制』について記載ください。

※チームのバックグラウンドがわかるように、記載してください。

8. 実証実験等期間中の取組内容とマイルストーン

「本事業期間（2027年2月末まで）に実施したい内容」と「必要資金」「必要なリソース」「スケジュール」「マイルストーン」をプロセス毎に記載してください。

実証実験期間内での
到達目標

--

業務内容	2026年						2027年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各月の到達目標									
プロセス									
伴走支援で希望するサポート内容			※実証実験を実施するにあたっての課題なども、あれば記載してください。						
必要資金（用途）	万円 （用途）								

9. 実施体制

実証実験等に関する「内部・外部（委託先など）も含めた各プレイヤー」と「役割」、「得意とする技術等」を記載ください。
なお、外部の場合は「なぜその事業者を選んだかの理由（選定理由）」も併せて記載してください。

プレイヤー	想定される役割	得意とする技術・能力、経験など	(外部の場合) 選定理由
社 (氏名/役職) HPのURL			
社 (氏名/役職) HPのURL			
社 (氏名/役職) HPのURL			
社 (氏名/役職) HPのURL			
社 (氏名/役職) HPのURL			

10. 目標とロードマップ

貴社ビジネスが何年後にどのくらい成長するか、また、今回申請する実証実験計画がどのように寄与するのかがわかるように、詳細に記載してください。

11. 知的財産権の取得状況（周辺特許を含む）等

今回申請する実証実験等を行う研究・開発に係る知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の状況を『取得済』、『出願中』、『出願予定』等のステータスに分けて記載してください。

また、他社のライセンスについても、『実施許諾』や『譲渡』を受ける予定があれば、記載してください。

※ステータスごとに記載してください。（取得済、出願中、出願予定等）

※特許を取得している場合、発明の名称、特許番号（または出願番号）、発明者、出願人、出願日を記載してください。

※今後、本研究・開発に関連する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の出願を予定している場合は、その内容も記載してください。

※本研究・開発に類似する先行技術の知的財産権についても記載してください。

12. 公的助成等の実績

今回申請した実証実験計画に関連する技術における、過去5年間の公的助成等の実績を現在申請中のものも含めて記載してください。

他の公的助成との併用はできません。

年度	申請先	助成等事業名	事業名	採択の有無

<参考：今回申請した実証実験計画に関連する技術以外に、貴社での公的助成の実績があれば記載してください。>

年度	申請先	助成等事業名	実証実験計画名	採択の有無

参考情報

前記いただいたスライド以外に特記したい事項を自由に記載ください。

(申請先)

横 浜 市 長

(申請者) 所在地 〒

名 称

(企業名又は団体名)

申請者職・氏名

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請書

年度テック系スタートアップ実証実験等助成金の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱を遵守し、別紙に掲げる誓約事項を誓約します。

1 実証実験等計画の名称

2 申請するコース
(該当するコースを○で囲む)

A) 助成限度額200万円

・ B) 助成限度額100万円

3 助成対象経費総額 (予算額合計)

_____ 円・・・ア

4 助成金算定基礎額の合計

_____ 円・・・イ

5 助成金交付申請額 (イ×2/3)
(1,000円未満切り捨て)

_____, 000円・・・ウ

※ア・イ・ウの金額は第4号様式（資金計画書・資金計画支出明細書）の金額と合致するよう記載してください。

6 所属機関の承認【大学等の研究者の方は本欄を作成してください】

_____ (申請者所属・職・氏名) による、_____ 年度横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金の申請内容を確認した結果、当機関において_____ (申請者所属・職・氏名) が取り組む研究の推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから、申請を承諾します。

承認者 (所属研究機関長)

機関名 (大学・研究機関等の名称)

職名 (所属長 (学長、学部長など申請者より上位の職にある者))

氏 名

誓約事項

私（申請者）は、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
実証実験等は事業化につなげるために行うもので、申請者が主体となって実証実験等計画を実施し、最後まで完遂する意思を持って行います。
原材料や商品の仕入れ等、営利活動に該当するものではありません。
同一の事業計画で、国、神奈川県、横浜市、他の自治体、独立行政法人等の委託又は補助を受けている事実はありません。これを確認するために、横浜市が他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
「横浜市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に定める性風俗関連特殊営業に該当するものではありません。その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法などの業態を営むものではありません。
本助成事業の実施に当たって関係法令に適合しているとともに、他の知的財産権を侵害することはありません。知的財産権の侵害となる場合には、申請者が責任を負うことについて承諾します。
本助成事業によって得られたノウハウ・技術の売却を目的としたものではありません。
税金（横浜市に納付すべき市民税、事業所税、固定資産税又は都市計画税）、社会保険及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がありません。横浜市に納付すべき事業所税、固定資産税又は都市計画税について、必要な場合は、滞納がないことを確認するために総務局長に照会することについて同意します。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本事業の助成金交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、横浜市が申請者の名称とその内容を公表すること、及び助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、横浜市が関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は本助成事業の事業化の状況等について、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から起算して5年間は横浜市が求める場合、報告を行います。
申請者は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から起算して5年間は助成事業に係る関係書類及び帳簿類を保存します。
申請時点で横浜市内に本社又は事業拠点を持つ法人ではない場合、本助成金の交付が決定した場合は、本助成金の請求までに横浜市内に事業拠点を設置します。
申請者は、本助成事業により取得した財産（試作品及び成果物、機械装置、特許及び実用新案）を、取得した時から当該耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく。）を経過する前又は交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間を経過する前に処分（廃棄、譲渡、交換、貸付、担保に供すること）しません。
本事業の成果や事業化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に横浜市へ情報提供します。特に記者会見・ニュースリリースについては、発表前に情報提供します。公開内容について、横浜市の支援内容についての記載や、横浜市のロゴマーク使用を希望する場合は、事前に横浜市と内容を調整したうえで公開します。
本事業の成果や事業化に係る発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、次の記載例を参考にしてその内容が横浜市の助成事業の成果として得られたものであることを明示します。 【実証実験等の成果の発表又は公開する場合の記載例】 「この成果は、横浜市の「〇年度横浜市テック系スタートアップ実証実験等支援事業」において得られたものです。」 【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】 「これは、横浜市の「〇年度横浜市テック系スタートアップ実証実験等支援事業」において得られた成果を（一部）活用しています。」

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	住所
代表者			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

名称
(企業名又は団体名)
代表者職・氏名

資 金 計 画 書

申請企業名・団体名

1 資金計画

(単位:円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
経 費 区 分	予 算 額 (税抜)	区 分	予 算 額 (税抜)
①試作品等の開発費	0	市助成金(今回申請額)…ウ	
②実証実験・トライアル導入関連費	0	借入金	
③旅費・交通費	0	自己資金	
④謝金	0	その他	
⑤調査費・広告費	0		
⑥直接人件費	0		
⑦その他費用	0		
計 …ア	0	計	0

2 資金調達方法

(単位:円)

	予 算 額	内訳及び調達先
市助成金(今回申請額)…ウ	0	助成金が交付されるまでは、借入金、自己資金、その他申請者が調達した資金を充当する
借入金	0	
自己資金	0	
その他	0	
計 …ア	0	

年 月 日

(届出先)
横 浜 市 長

届出者 所在地 〒

名 称
(企業名又は団体名)
代表者職・氏名

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金
交付申請内容変更届出書

年 月 日付の横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請
について、変更がありますので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成
金交付要綱第11条に基づき届け出ます。

- 1 実証実験等計画の名称 _____
- 2 変更内容

<連絡担当者>

担当者名：

連絡先：

年 月 日

（届出先）
横 浜 市 長

届出者 所在地 〒

名 称
（企業名又は団体名）
代表者職・氏名

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請取下届出書

年 月 日付の横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請について、取り下げますので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第12条に基づき届け出ます。

1 実証実験等計画の名称 _____

2 取下理由

<連絡担当者>

担当者名：

連絡先：

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付決定通知書

横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金（以下「助成金」という。）については、審査の結果次の条件を付して交付することに決定しましたので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第13条第1項に基づき、通知します。

1 実証実験等計画の名称

2 交付予定額

_____ 円

3 交付条件

- (1) 交付対象実証実験等計画を計画通り遂行し完了期限（ 年 月 日）までに完了すること。
- (2) 年 月 日までに横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付対象実証実験等実績報告書及びその付属書類（以下、「実績報告書等」という）を提出すること。（分割払ありの場合は、 年 月 日までに横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付対象実証実験等実績報告書（部分完了報告用）及びその付属書類を（以下、「部分完了報告書等」）提出すること。）
- (3) 報告書等の内容及び必要に応じて行う現地調査等による審査において適当と認められること。

4 交付決定の取消

次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、交付決定を取り消します。

- (1) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があったとき。
- (2) 助成金の交付前に横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第4条に定める申請者の要件及び第8条に定める事業計画の要件を満たさなくなったとき。

- (3) 第 15 条の規定により実証実験等計画廃止届出書を受理したとき。
- (4) 交付対象者が第 17 条に定める報告書等を適正に提出しなかったとき。
- (5) 第 18 条に規定する報告書等の確認により適当と認めないとき。
- (6) 同一の実証実験等計画で国、県、横浜市、その他の地方自治体、独立行政法人等の委託又は補助を受けたとき。

5 その他

- (1) 交付対象となった実証実験等計画に関する計画名、計画の概要、企業名又は団体名、所在地、URL 等を本市ホームページ等で公表します。
- (2) 上記に定める完了期限までに事業計画を完了することが出来ないと見込まれる場合は、速やかに担当まで連絡してください。
- (3) 申請内容に変更があった場合、又は実証実験等計画を廃止しようとする場合は、速やかに担当まで連絡してください。
- (4) 実証実験の中で収益が生じた場合、その収益を差し引いた金額が補助対象経費となります。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金不交付決定通知書

横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金については、審査の結果交付しないことに決定しましたので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第13条第1項に基づき、通知します。

1 実証実験等計画の名称

担当：

年 月 日

（申請先）
横浜市長

（申請者） 所在地
名 称
（企業名又は団体名）
代表者職・氏名

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更承認申請書

年 月 日付の横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請について、次のとおり内容を変更しますので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第14条第1項の規定に基づき申請します。

- 1 実証実験等計画の名称 _____
- 2 変更内容
- 3 変更理由

<連絡担当者>
担当者名：
連絡先：

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更承認通知書

年 月 日付の横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金付申請について、
審査の結果、申請内容の変更が承認されましたので、横浜市テック系スタートアップ実証
実験等助成金交付要綱第14条第2項の規定に基づき通知します。

1 実証実験等計画の名称 _____

2 変更内容

<連絡担当者>

担当者名：

連絡先：

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更不承認通知書

年 月 日付の横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付申請について、審査の結果、申請内容の変更が承認されませんでしたので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第14条第2項の規定に基づき通知します。

1 不承認の理由

<連絡担当者>

担当者名：

連絡先：

年 月 日

（届出先）
横 浜 市 長

申請者 所在地 〒

名 称
（企業名又は団体名）
代表者職・氏名

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付対象実証実験等
計画廃止届出書

年 月 日 第 号で横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金の交付
決定を受けた事業計画を廃止しますので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成
金交付要綱第15条に基づき届け出ます。

1 実証実験等計画の名称

2 廃止の理由

（担当）

年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

報告者 所在地 〒

名 称

（企業名又は団体名）

代表者職・氏名

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金
事業実績報告書

年 月 日 第 号で横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金の交付決定を受けた実証実験等計画が完了しましたので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第17条第1項の規定に基づき報告します。

1 実証実験等計画の名称 _____

2 助成対象経費総額（決算額合計） _____ 円・・・エ

3 助成金算定基礎額の合計 _____ 円・・・オ

4 助成金算定額（オ×2/3） _____ , 000円・・・カ
（1,000円未満切り捨て）

事業実績書（1）

報告者（助成金交付決定対象者名）
実証実験等計画の名称
実証実験等実施期間 年 月 日～ 年 月 日
実証実験等の概要
成果目標
得られた成果
産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）取得の状況と見通し
社会実装に向けた課題
事業化に向けた今後の取組（具体的なスケジュールを入れて記載）

事業実績書（2）

実施内容

時期	項目	具体的な内容	担当者

申請時の実証実験等計画との相違点及び変更理由

相違点	変更理由

収支決算書

申請者名 _____

<収入の部>

(単位：円)

	予算額（税抜）	決算額（税抜）	差引（△）（税抜）
市助成金			
借入金			
自己資金			
その他			
計			

<支出の部>

(単位：円)

経費区分	予算額（税抜）	決算額（税抜）	増減（△）（税抜）
①試作品等の開発費			
②実証実験・トライアル導入関連費			
③旅費・交通費			
④謝金			
⑤調査費・広告費			
⑥直接人件費			
⑦その他費用			
計			

<助成金算定基礎額>

(単位：円)

経費区分	予算額（税抜）	決算額（税抜）	増減（△）（税抜）
①試作品等の開発費			
②実証実験・トライアル導入関連費			
③旅費・交通費			
④謝金			
⑤調査費・広告費			
⑥直接人件費			
⑦その他費用			
計			

入札又は見積りに係る理由書

1. 100万円以上の契約について、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない件名

--

※支出明細書（第15-1号様式別紙1）に記載の番号_____

2. 発注先

_____（市内 市外）

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内事業者による見積書	通
市外事業者による見積書	通

4. 市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内事業者で取扱いがない
	(2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない
	(3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、実証実験等計画にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある
	(4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的が達成できない

複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) の順に最初に当てはまる1の理由を選択してください。

5. 4の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠

--

横浜市補助金規則第24条に定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

名称
(企業名又は団体名)
代表者職・氏名

第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定した横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金については助成金交付額を確定しましたので、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第18条の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 助成金交付確定額

_____円

2 交付の手続き

当該通知書受理後に提出していただく請求書に基づき助成金を交付します。

3 注意事項

- (1) 原則として、助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（試作品及び成果物、機械装置、産業財産権）は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間は処分等（譲渡、交換、貸付、担保に供すること、助成金の交付の目的に反する使用）が制限されます。
- (2) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間は、交付対象となった実証実験等を行った製品・サービス等の事業化に関する状況等について、横浜市から求められた場合は報告をしなければなりません。
- (3) 本件関係書類は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存してください。
- (4) 次のいずれかに該当すること明らかとなった場合は、交付決定を取り消します
 - ア 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があったとき。
 - イ 助成金の交付前に横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第4条に定める申請者の要件及び第8条に定める実証実験等計画の要件を満たさなくなったとき。
 - ウ 第15条の規定により実証実験等計画廃止届出書を受理したとき。
 - エ 交付対象者が第17条に定める報告書等を適正に提出しなかったとき。
 - オ 第18条に規定する報告書等の確認により適当と認めないとき。
 - カ 同一の実証実験等計画で国、県、横浜市、その他自治体、独立行政法人等の委託又は補助を受けたとき。
- (5) 交付対象となった実証実験等を行った製品・サービス等の事業化にあたっては、関係法令を遵守してください。

担当：

年 月 日

(請求先)

横 浜 市 長

請求者 所在地 〒

名 称

(企業名又は団体名)

代表者職・氏名

印

連絡先電話番号 ()

※請求委任や受領委任を行わない場合は、請求書の押印を省略することができます。

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付請求書

年 月 日 第 号をもって交付の決定を受けた横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金について、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第 20 条に基づき、次のとおり請求します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金請求額 金 円

3 請求理由

4 添付書類

【受領を委任する場合は下欄を記載】

当該助成金の受領は、_____が行うものとし、次のとおり委任します。

委任者 所在地 _____

名 称 _____

代表者職・氏名 _____

印

受任者 所在地 _____

名 称 _____

代表者職・氏名 _____

印

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号付の横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金の交付決定については、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第21条第1項の取消要件に該当するため、取り消します。

- 1 実証実験等計画の名称
- 2 取消の内容（全部取消又は一部取消）
- 3 取消理由

担当：

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年度 横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金返還請求書

年 月 日 第 号付の横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金につきましては、横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱第 21 条第 2 項に基づき、次のとおり返還を請求します。

1 事業計画の名称

2 返還金額

¥

3 納付期限

年 月 日

4 納付方法

添付する納入通知書による

5 備考

(担当)